

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認作業

〒
住 所
氏名及び名称
代表者氏名
電 話 番 号

⑩

① 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業日（修繕対応時間もご記入ください）		
休業日：	営業日：	修繕対応時間：
漏水等修繕対応の可否 （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。）		
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕	
その他（ ）		
対応工事種別		
配水管からの分岐	～ 水道メーター	（ 新設 改造 ）
水道メーター	～ 宅内給水装置	（ 新設 改造 ）
その他		

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

裏面へ続く

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有した者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等	